



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. 社会保険の適用促進策

NEWS2. 書籍の紹介

NEWS3. 所得税の確定申告

NEWS1. 社会保険の適用促進策

社会保険未加入事務所対策がいよいよ本格化します。

厚労省は「厚生年金に入る資格があるのに年金額の少ない国民年金に入っている人が約200万人いると推定。最大の原因は厚生年金の会社負担を逃れるために企業が厚生年金の適用を年金事務所に届けられないことである。実務を担当する日本年金機構はその様な加入逃れをしている事業所は全国で790000社あると見ている。早急に調査票を送り、従業員数や労働時間を訪ね、厚生年金加入の可能性が高いところに加入の指導や「立ち入り検査」国税庁と連携して従業員に給料を支払っている企業情報をもとに調査を行う。

年金機構では、国税庁から源泉徴収義務者として情報提供された事業所は、給与支給のある者を雇用している事業所であり、社会保険を適用すべき可能性が高いため、3年間集中的に加入指導に取り組むことになっています。

健康保険法第208条には、「立ち入り検査」に対し、虚偽の報告や拒否をした場合には、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金という規定があります。これを今までは、刑事告発せずに来ましたが、実際に行っていく、ということになりそうです。刑事告発をされてしまうと、当然「警察」から呼び出しがあり、無視をすれば「逮捕」されることもあります。更に、こうなってしまうと、社会保険料の時効は2年のため、2年分を遡って社会保険料が徴収されます。

最近、年金事務所から未加入事業所に対して、文書による勧奨や、呼び出しが送られてきています。これが更に強化され、いよいよ未加入は許されなくなります。早めの対応が必要になります。

NEWS2. (書籍の紹介)

結局、「すぐやる人」がすべてを手に入れる 藤由 達藏

「すぐやることの大切さ」を無意識に感じ取っている人が多いにもかかわらず、行動力が大事とわかっていても、なかなか行動できないもの。それはなぜか？理由は、人間の心にブレーキをかけ行動力を下げってしまう3つの「不安」を感じてしまうから。口だけでなかなか行動できない人、考えすぎて行動にうつせない人...こんな先送り、先延ばしの自分を変えるにはどうしたらいいか？数多くの人々に行動力を高める指導をしている著者の独自のノウハウで、10秒で行動に移す方法と不安を消す方法を紹介する。先延ばしする悪癖を解消したいと思います。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山
西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣

052-571-5480
0563-57-7850

Question

所得税の確定申告の受付が2月16日から始まりますが、確定申告の概要を教えてください。

Answer

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、源泉徴収された税金や予定納税額などがある場合には、その過不足を精算する手続きです。



【解説】

1 確定申告をする必要のある人

その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超える人は、原則として確定申告をしなければなりません。しかし、給与の収入金額が2,000万円以下で、かつ、1か所から給与等の支払を受けており、その給与の全部について源泉徴収される人で給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下である人等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

また、平成23年分以後は、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要はありません。

なお、平成27年分以後、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者は、上記の適用ができません。

2 所得の種類

利子所得 配当所得 不動産所得 事業所得 給与所得 退職所得 山林所得 譲渡所得 一時所得 雑所得

3 所得控除の種類

雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除 寄附金控除 障害者控除 寡婦控除・寡夫控除 勤労学生控除 配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除 基礎控除

4 所得税の税率(平成27年分以降の所得税の速算表)

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	97,500円
330万円を超え 695万円以下	20%	427,500円
695万円を超え 900万円以下	23%	636,000円
900万円を超え 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円を超え4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

平成25年から平成49年までの各年分については、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付します。

参考資料等

国税庁 確定申告 所得税のしくみ 所得税の税率

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 内藤・神山 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850